2 面（計算明細書）

2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先（金融商品取引業者等）		譲渡の対価の額（収入金額）	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額（譲渡所得等の金額）	源泉徴収税額
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 （　）	本店 支店 出張所 （　）	円	円	円	円
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 （　）	本店 支店 出張所 （　）				
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 （　）	本店 支店 出張所 （　）				
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 （　）	本店 支店 出張所 （　）				
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 （　）	本店 支店 出張所 （　）				
合計（上場分（特定口座））			1面①へ	1面④へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費（取得価額）	譲渡のための委託手数料	取得年月日
未公開分・上場分	・・		株口		円	円	円	・・ （・・）
未公開分・上場分	・・							・・ （・・）
未公開分・上場分	・・							・・ （・・）
未公開分・上場分	・・							・・ （・・）
未公開分・上場分	・・							・・ （・・）
合計		未公開分			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
		上場分（一般口座）			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

様式	48

番　号	

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成＿＿年分）【租税特別措置法第41条の5用】

住所又は事業所事務所居所など		フリガナ 氏　名	

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の５第１項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の５第４項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 （「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑥の合計欄の金額を書いてください。）		①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は０と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）		②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）		③	
本年分の純損失の金額 （上記③（※1）、申告書Ｂ第一表⑨及び申告書第三表㊱・㊳の金額の合計額又は申告書第四表⑦の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは０と書きます。）		④	
本年分が青色申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額 （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑤	
本年分が白色申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは０と書きます。）	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （④から⑤又は⑥を差し引いた金額（引ききれない場合は０）を書いてください。）		⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 （③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。） （③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額）＿＿＿＿円 × ｛1 − ｛（土地等に係る特定損失の金額）＿＿＿＿円 ／（③の金額）＿＿＿＿円 × （土地等の面積）＿＿＿＿㎡ − 500㎡ ／（土地等の面積）＿＿＿＿㎡｝｝		⑧	

※1　「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は０とします。）。
※2　「事業所得の金額」とは、申告書Ｂ第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3　「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「１損失額又は所得金額」の㉚、㉛の金額の合計額とします。

（平成25年分以降用）

H26.11

様式	48

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年１月１日から平成27年12月31日までの間に、次の１に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年１月１日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の２に掲げる買換資産の取得（贈与によるものなど一定のものを除きます。）をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額（以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前３年内の年において生じた純損失の金額（損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。）のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの（その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。）として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分（その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

（注）１　居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。

２　住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照）。

３　「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1　譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の１月１日において所有期間が５年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

(1)　その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）

(2)　(1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（居住の用に供されなくなった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

(3)　(1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

(4)　(1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の１月１日における所有期間が５年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

2　買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの（居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。）又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

(1)　一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

(2)　一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3　特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の５用】」（**裏面の計算書**）など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書（原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの）などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧いただくか、税務署におたずねください。

番　号	

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成＿＿年分）　【租税特別措置法第41条の５の２用】

住　所（又は事業所事務所居所など）		フリガナ 氏　名	

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の５の２第１項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の５の２第４項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑦の合計欄の金額を書いてください。）	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は０と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は０と書いてください。）	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。）	④	
本年分の純損失の金額 （上記④（※1）、申告書Ｂ第一表⑨及び申告書第三表㊷・㊸の金額の合計額又は申告書第四表㉑の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは０と書きます。）	⑤	
本年分が青色申告の場合	**不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額** （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑥
本年分が白色申告の場合	**変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額** （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは０と書きます。）	⑦
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。）	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 （④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）	⑨	

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は０とします。）。
※2「事業所得の金額」とは、申告書Ｂ第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「１損失額又は所得金額」の㉓、㉔の金額の合計額とします。

（平成25年分以降用）

H26.11

様式	49

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年１月１日から平成27年12月31日までの間に、次の１に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後３年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

（注）１　特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。

２　住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照)。

３「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

１　譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の１月１日において所有期間が５年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

(1)　その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)

(2)　(1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(3)　(1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

(4)　(1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の１月１日における所有期間が５年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

２　特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の５の２用】」(**裏面の計算書**)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧いただくか、税務署におたずねください。

様式	50

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

納税者		住所		氏名 フリガナ		電話番号	（　　）
債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項	資産の種類	土地	宅地・その他（　　）	数量	（　　㎡）㎡		
		建物等	事務所・工場・その他（　　）		（　　㎡）㎡		
		工業所有権等	特許権・実用新案権・その他（　　）		件		
	所在地等						
	取得年月日		年　月　日	取得価額	（　　円）円		
	贈与年月日		平成　年　月　日	贈与の時における価額	（　　円）円		
	贈与を受けた法人の事業の用に供されていた権利の種類		借地権・賃借権・使用貸借権・その他（　　）				
	贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合		％	（計算根拠等）			
	贈与後の利用状況						
贈与を受けた法人に関する事項	法人の名称						
	本店又は主たる事務所の所在地						
	資本金又は出資金の額		円				
	常時使用する従業員の数		人				
	法人における贈与者の役職等	保証債務の履行時	取締役　・　その他（　　）				
		資産を贈与した時	取締役　・　その他（　　）				
債務処理計画に関する事項	計画策定の基とした準則						
	計画に定められている債務免除等の金額		円				
	計画に定められている債務免除等を行う金融機関等						
保証債務の一部履行に関する事項	主たる債務者		贈与を受けた法人　・　その他（　　）				
	債権者	氏名又は住所					
		住所又は所在地					
	保証債務の内容		債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額		
			年　月　日		円		
	保証債務の一部履行に関する事項		保証債務の一部を履行した年月日	保証債務の一部を履行した金額	求償権の額		
			平成　年　月　日	円	円		
	資産の贈与及び保証債務の一部履行後における保証債務の（見込み）残高				円		

関与税理士名	（電話　　）	税務署整理欄	資産課税部門 / 名簿番号

（資６－96－Ａ４統一）

（平成26年４月１日以後贈与用）

H26.11

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。なお、贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」を作成し、申告する必要があります。

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

1　使用目的

この明細書は、租税特別措置法第40条の３の２第１項に規定する債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合（震災特例法第12条の３の規定により適用を受ける場合を含みます。）に、確定申告書の添付書類として使用するものです。

なお、贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」（贈与した資産が下記２(1)イ又はロの場合は【土地・建物用】、ハの場合は【総合譲渡用】）を作成し、申告する必要があります。

2　記載要領等

(1)　「債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項」欄

贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、「数量」、「取得価額」及び「贈与の時における価額」については、当該法人の事業の用に供されている部分に相当する数量等を記載し、（　　）内にはそれぞれ贈与した資産の総面積、総額等を記載してください。

なお、当該法人の事業の用に供されている部分については、次の算式により計算した面積に相当する部分又は割合に基づいて計算し、併せて「贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合」に記載してください。

イ　贈与した資産が建物及びその附属設備又は構築物（以下「建物等」という。）の場合

$$\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積（A）} + \text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積} \times \frac{A}{A + \text{その他の部分に専ら供されている部分の床面積}}$$

ロ　贈与した資産が建物等の敷地の用に供されている土地の場合

$$\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地として専ら供されている部分の面積} + \text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地として供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の面積} \times \frac{\text{当該建物等の床面積のうち上記イの算式により計算した当該法人の事業の用に供されている部分の床面積}}{\text{当該建物等の床面積}}$$

ハ　工業所有権その他の資産（有価証券、土地及び建物等を除き、以下「工業所有権等」という。）の場合

$$\frac{\text{贈与した個人が当該法人から収入すべき当該工業所有権等の使用料の額}}{\text{贈与した個人が収入すべき当該工業所有権等の使用料の総額}}$$

(2)　「贈与を受けた法人に関する事項」欄

「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除きます。）の総数によって判定します。この場合、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を常時使用する従業員の数に含めてください。

(3)　「債務処理計画に関する事項」欄

イ　「計画策定の基とした準則」には、私的整理に関するガイドライン、株式会社整理回収機構が定める準則、中小企業再生支援協議会が定める準則、特定認証紛争解決手続、株式会社地域経済活性化支援機構が定める実務運用標準及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が定める準則が該当します。

ロ　「債務免除等」とは、債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生じることが見込まれる場合に限ります。）をいいます。

様式	51

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の継続届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の7第1項 / 第70条の7の2第1項 / 第70条の7の4第1項 の規定による 贈与税 / 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条 第10項 / 第10項 / 第8項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

非上場株式等の	贈与を受けた / 相続(遺贈)があった	年月日	平成　　年　　月　　日
贈与者 / 被相続人	住所		氏名

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

1　経営(贈与・相続)報告基準日（以下「基準日」といいます。）　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　1の基準日における猶予中 贈与税 / 相続税 額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　1の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株(口・円)

4　認定（贈与・相続）承継会社の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【 添付書類 】　認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

① 定款の写し
② 登記事項証明書（基準日以後に作成されたものに限ります。）（※1）
③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1）
⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し（※2）
⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類

（※1）②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。
（※2）⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

関与税理士		電話番号	

（資12② － 13 － A4統一）

（裏）

《 届出をする必要のある方 》

次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

1　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方

イ　経営贈与承継期間(注1)の場合　　第一種贈与基準日(注2)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　第二種贈与基準日(注3)の翌日から３か月を経過する日

(注1)　「経営贈与承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は経営承継者若しくは贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注2)　「第一種贈与基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。
(注3)　「第二種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

2　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の７の２第１項)の適用を受けている方

イ　経営承継期間(注4)の場合　　第一種基準日(注5)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　第二種基準日(注6)の翌日から３か月を経過する日

(注4)　「経営承継期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注5)　「第一種基準日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から１年を経過するごとの日をいいます。
(注6)　「第二種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

3　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の７の４第１項)の適用を受けている方

イ　経営相続承継期間(注7)の場合　　第一種相続基準日(注8)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　第二種相続基準日(注9)の翌日から３か月を経過する日

(注7)　「経営相続承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までの間に贈与者について相続が開始した場合におけるその相続の開始の日からその５年を経過する日又は経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注8)　「第一種相続基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。
(注9)　「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

4　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

5　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。
(提出書類)
①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※１）
②　次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
　イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※１）
　ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
　ハ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し（※２）

（※１）①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
（※２）②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

26.12

様式	52

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入　力	確　認
		※	※

租税特別措置法施行令　第40条の８第34項 / 第40条の８の２第41項　の規定による継続届出書の提出における認定（贈与・相続）承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定（贈与・相続）承継会社の名称	（変更前）	本店の所在地	（変更前）

この届出書を提出する日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額（注１）	① 直前の事業年度	② ２期前の事業年度	③ ３期前の事業年度
	円	円	円

経営（贈与・相続）報告基準日（以下「基準日」といいます。）の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・　・
	事　由	

※基準日が特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後である場合には、その基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

			帳簿価額	運用収入
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額			円	
② 直前の事業年度末における準備金の額			円	
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額			円	
④ 直前の事業年度における総収入金額			円	
⑤ 直前の事業年度（末）における特定資産の帳簿価額及び運用収入（注２）	有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
		特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。）	b 円	k 円
	不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
		経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑥ 剰余金の配当等の額（基準日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）（注３）		経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
		会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）			円	
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）				円

⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合（⑦/③）	%	⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）	%

基準日における常時使用従業員数（注４）	人

（資12②－14－Ａ４統一）

※欄には記載しないでください。

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

（裏）

1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。

3　「経営承継者」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

（注1）基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。※以下同じです。）のみを①欄に記載し、基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※　平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

（注2）「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注3）会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

（注4）「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

26.12

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入　力	確　認
		※	※

1　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の１の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

※欄には記載しないでください。

番号	期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。）	事由が生じた年　月　日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税額
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円

2　再計算免除贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の１の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額
	・　・	円	円
	・　・	円	円
	・　・	円	円

（資12②－15－Ａ４統一）

（裏）

1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2　「期限の到来した事由」中

イ　「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第70条の7第5項又は第70条の7の2第4項(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第6項第2号又は第70条の7の2第5項第2号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ハ　「合併により消滅」とは、同法第70条の7第6項第3号又は第70条の7の2第5項第3号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第6項第4号又は第70条の7の2第5項第4号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ホ　「会社分割」とは、同法第70条の7第6項第5号又は第70条の7の2第5項第5号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ヘ　「組織変更」とは、同法第70条の7第6項第6号又は第70条の7の2第5項第6号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

3　「事由が生じた年月日」とは、

イ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ロ　「特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

ハ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ホ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

ヘ　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

4　「2　再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第70条の7第25項又は第70条の7の2第25項（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）による通知があった場合に記載します。

5　「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の7第22項又は第70条の7の2第22項（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）に規定する「認可決定日」をいいます。

6　「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7第22項第2号又は第70条の7の2第22項第2号（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）に掲げる金額をいいます。

26.12

様式	54

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

平成　　年　　月　　日に 贈与者 受贈者 相続人等 （氏名　　）

（住所：　　）が死亡し、租税特別措置法

第70条の７第16項第＿号
第70条の７の２第16項第１号
第70条の７の４第12項
の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

届出者
〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿印　贈与者 受贈者との続柄 相続人等 ＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

1　特例(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の 贈与を受けた 相続(遺贈)があった 年月日　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　死亡日における猶予中 贈与税 相続税 額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　免除を受ける 贈与税 相続税 額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　死亡日において有する非上場株式等の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株(口・円)

5　贈与者 被相続人 の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

6　死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【 添付書類 】　死亡日における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる書類

① 定款の写し

② 登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限ります。）（※1）

③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

④ 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1）

⑤ 贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第６項又は第12項の報告書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第14項の確認書の写し及び同条第８項の報告書の写し（※2）

⑥ 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

⑦ 死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の３に掲げる書類

（※1）②及び④の書類は、死亡日が申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。
（※2）⑤の書類は、死亡日が申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

関与税理士		電話番号	

※印欄は記入しないでください。

（資12②－16－Ａ４統一）

（裏）

1　届出書を提出する人

贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から６か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

（注１）贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

（注２）贈与者が死亡した場合に経営承継受贈者が提出するこの届出書は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2　記載方法等

(1)　標題の「贈与税／相続税」や本文の「受贈者／相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、「第70条の７第16項第__号／第70条の７の２第16項第１号／第70条の７の４第12項」の箇所について、租税特別措置法第70条の７第16項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分		記載例
①	贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合	第70条の７第16項第１号
②	贈与者が死亡した場合	第70条の７第16項第２号

(2)　本文の「平成　　年　　月　　日に受贈者／相続人等（氏名　　）（住所　　）」欄には、死亡年月日と住所、氏名を記載してください。

(3)　「受贈者／相続人等との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4)　「認定（贈与・相続）承継会社」は、租税特別措置法第70条の７第２項第１号、租税特別措置法第70条の７の２第２項第１号及び租税特別措置法第70条の７の４第２項第１号に定める会社をいいます。

(5)　「贈与者」とは、租税特別措置法第70条の７第１項に定める「贈与者」をいいます。

(6)　「受贈者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に定める「経営承継受贈者」をいいます。

(7)　「相続人等」とは、租税特別措置法第70条の７の２第２項第３号に定める「経営承継相続人等」又は租税特別措置法第70条の７の４第２項第３号に定める「経営相続承継受贈者」をいいます。

(8)　「経営承継者」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

3　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。

（提出書類）

①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※１）

②　次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※１）

ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）

ハ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第９項又は第10項の報告書の写し（※２）

（※１）①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※２）②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には書類を提出する必要はありません。

26.12

様式	55

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書

（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
		※	※

租税特別措置法施行令 第40条の８第35項 / 第40条の８の２第42項 の規定による免除届出書の提出における認定（贈与・相続）承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定（贈与・相続）承継会社の名称	（変更前）	本店の所在地	（変更前）

死亡等の日の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額（注１）	① 直前の事業年度	② ２期前の事業年度	③ ３期前の事業年度
	円	円	円

死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・　・
	事　由	

※死亡等の日が特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 直前の事業年度末における準備金の額	円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円
④ 直前の事業年度における総収入金額	円

⑤ 直前の事業年度（末）における特定資産の帳簿価額及び運用収入（注２）			帳簿価額	運用収入
	有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
		特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。）	b 円	k 円
	不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
		経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑥ 剰余金の配当等の額（基準日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）（注３）		経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
		会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）			円	
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）				円

⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合（⑦/③）	%	⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）	%

基準日における常時使用従業員数（注４）	人

（資12②－17－Ａ４統一）

※欄には記載しないでください。

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。

（裏）

租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第 12 項第２号イに定めるものをいいます。

3　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 10 項に定める特別の関係がある者をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。

5　「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 35 項の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日若しくは租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 42 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注１）死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。(※) 以下同じです。）のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前３期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
※　平成 26 年 12 月 31 日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第５号）附則第 86 条第 14 項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第 70 条の７、第 70 条の７の２又は第 70 条の７の４の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

（注２）「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注３）会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第 70 条の７の２第１項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

（注４）「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成 26 年 12 月 31 日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第５号）附則第 86 条第 14 項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第 70 条の７、第 70 条の７の２又は第 70 条の７の４の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

26.12

様式	56

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書

（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
		※	※

租税特別措置法施行令 第40条の８第35項 第40条の８の２第42項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

※欄には記載しないでください。

番号	期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。）	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株(口)円	円

(資12②－18－Ａ４統一)

（裏）

租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2　「期限の到来した事由」中

イ　「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第 70 条の７第５項又は同法第 70 条の７の２第４項(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の７第６項第２号又は同法第 70 条の７の２第５項第２号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ハ　「合併により消滅」とは、同法第 70 条の７第６項第３号又は同法第 70 条の７の２第５項第３号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の７第６項第４号又は同法第 70 条の７の２第５項第４号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ホ　「会社分割」とは、同法第 70 条の７第６項第５号又は同法第 70 条の７の２第５項第５号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ヘ　「組織変更」とは、同法第 70 条の７第６項第６号又は同法第 70 条の７の２第５項第６号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

3　「事由が生じた年月日」とは、

イ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

ハ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ホ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

ヘ　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

4　「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 35 項の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 42 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注)　経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の提出期限」となります。

26.12

様式	57

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）

税務署受付印

平成____年____月____日

_____税務署長

私は、租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をし、同法 第70条の７の２第16項第２号 / 第70条の７の４第12項 の規定により次の相続税を免除されたいので届け出ます。

届出者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 印

認定（相続）承継会社の商号 _____

1　特例（相続）非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の贈与をした年月日　平成____年____月____日

2　非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名

住所 _____ 氏名 _____

3　贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額　_____株(口・円)

4　贈与をした非上場株式等の数又は金額　_____株(口・円)

5　贈与の直前における猶予中相続税額　_____円

6　免除を受ける相続税額
（裏面の「2　記載方法等」の(2)の算式により計算した金額）　_____円

7　非上場株式等を相続(遺贈)した年月日　平成____年____月____日

8　被相続人の住所 _____ 氏名 _____

9　贈与をした日の直前の経営（相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください(非上場株式等の全てを贈与した場合に限ります。)。

【 添付書類 】　非上場株式等の全てを贈与した日における認定（相続）承継会社に係る次に掲げる書類

① 定款の写し

② 登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限ります。）（※）

③ 株主名簿の写しその他の書類で認定（相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（相続）承継会社が証明したものに限ります。）

④ 贈与をした日の直前の経営（相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の認定（相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※）

⑤ 贈与をした日の直前の経営（相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

⑥ 贈与をした日の直前の経営（相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の４に掲げる書類

（※）②及び④の書類は、贈与をした日が相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。

関与税理士		電話番号	

※印欄は記入しないでください。

（資12②－19－Ａ４統一）

（裏）

記 載 方 法 等

1　届出書を提出する人

経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（相続）承継期間の末日の翌日以後に同法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした場合には、届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、贈与をした日から６か月以内に提出する必要があります。

2　記載方法等

(1)　届出者の欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（相続）承継会社の商号を記載してください。

(2)　「６　免除を受ける相続税額」欄には、次の算式により計算した金額を記載してください。

$$\left(猶予中相続税額 \times \frac{贈与をした特例非上場株式等の数又は金額}{贈与の直前における特例非上場株式等の数又は金額} \right)$$

(注)　計算した金額に百円未満の端数があるとき又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

(3)　「７　非上場株式等を相続(遺贈)した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続(遺贈)により取得をした年月日を記載してください。

(4)　「８　被相続人の住所＿氏名＿」欄には、非上場株式等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3　「経営承継者」とは、

イ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ロ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。

(提出書類)

①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※１）

②　次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)

イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※１）

ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。)

ハ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し（※２）

（※１）①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※２）②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

26.12

様式	58

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税 相続税 の免除申請書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法 第70条の７第17項 / 第70条の７の２第17項 / 第70条の７の４第12項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※印欄は記入しないでください。

1　この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　該当する事由にレ点を付してください。

☐　①　租税特別措置法（第70条の７第17項第１号・第70条の７の２第17項第１号）に該当

（譲渡先の氏名又は名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（譲渡先の住所又は所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐　②　租税特別措置法（第70条の７第17項第２号・第70条の７の２第17項第２号）に該当

（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日）平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（解散をした日）　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

☐　③　租税特別措置法（第70条の７第17項第３号・第70条の７の２第17項第３号）に該当

（吸収合併存続会社等（注１）の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（吸収合併存続会社等の所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐　④　租税特別措置法（第70条の７第17項第４号・第70条の７の２第17項第４号）に該当

（株式交換完全親会社等（注２）の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（株式交換完全親会社等の所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　１の事情が生じた年月日　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

3　１の事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※　上記１の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

①　猶予中贈与税・相続税額（注３）・・・・・・・・・・・・・・・・・①＿＿＿＿＿＿＿＿円

②　特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額（注４）・・・②＿＿＿＿＿＿＿＿円

③　特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注５）・・③＿＿＿＿＿＿＿＿円

④　②と③のいずれか大きい金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・④＿＿＿＿＿＿＿＿円

⑤　剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注６）・・・・・・・・・・・⑤＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　経営承継者（注７）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・・・・・（イ＿＿＿＿＿＿＿＿円）

ロ　会社から支給された給与（注８）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・・（ロ＿＿＿＿＿＿＿＿円）

⑥　免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④+⑤））・・・・⑥＿＿＿＿＿＿＿＿円

※　この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士		電話番号	

（資12②－25－Ａ４統一）

（裏）

《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から２か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

1　租税特別措置法（第70条の７第17項第１号・第70条の７の２第17項第１号）に該当する場合とは、

①　経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第36項及び租税特別措置法施行規則第23条の９第32項に定める者をいいます。

②　民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

（注）　上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第37項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

1　譲渡等があったことを明らかにする書類

2　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）

3　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

4　その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

1　次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

2　譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

3　その他参考となる書類

2　租税特別措置法（第70条の７第17項第２号・第70条の７の２第17項第２号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

1　破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類

2　その他参考となる書類

3　租税特別措置法（第70条の７第17項第３号・第70条の７の２第17項第３号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

1　合併があったことを明らかにする書類

2　その他参考となる書類

4　租税特別措置法（第70条の７第17項第４号・第70条の７の２第17項第４号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注２）となった場合をいいます。

【添付書類】

1　株式交換等があったことを明らかにする書類

2　その他参考となる書類

（注１）　「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第１項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第１項に規定する新設合併設立会社をいいます。

（注２）　「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第１項第１号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第１項第５号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

（注３）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。

（注４）　特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

（注５）　「特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の９第33項に定める金額をいいます。

（注６）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前５年間に支払われたものをいいます。

（注７）　「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の７の２第２項第３号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の７の４第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

（注８）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

26. 12

様式	59

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

※印欄は記入しないでください。

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税／相続税 の再計算免除申請書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法 第70条の７第１項／第70条の７の２第１項／第70条の７の４第１項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の 贈与税／相続税 について、

次のとおり同条 第22項／第22項／第13項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1　この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※　認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。）

□	①	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第43項１号又は第40条の８の２第51項１号で定める評定が行われたこと
□	②	会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第43項１号又は第40条の８の２第51項１号で定める評定が行われたこと
□	③	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の８第37項又は第40条の８の２第45項に定める法人税法施行令第24条の２第１項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第１号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと

2　１の事情が生じた年月日　　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

3　１の事情の詳細＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。）

4　再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

①	**猶予中贈与税・相続税額**（注1）	円
②	**再計算猶予中贈与税・相続税額**（注2）（下表の「特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算」の「認可決定日における価額」欄の価額に基づき再計算をした納税猶予分の贈与税額又は相続税額を記入します。）	円
③	**剰余金の配当等の額**（イ＋ロ）（注3）	円
イ	経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ	認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④	**再計算免除贈与税・相続税額**（①－（②＋③））	円

（※　再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。）

特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a	認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の１単位当たりの価額	円
b	認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（口・円）
c	**認可決定日における価額**（a×b）（注2）	円

※　この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士		電話番号	

（資12②－ 32 －Ａ４統一）

（裏）

《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1　この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から２か月以内（その認可決定日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）に、この申請書に次の１又は２の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

1　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）

(1)　認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

(2)　認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）

イ　認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨

ロ　再生計画の認可の決定があった場合にあっては、監督委員又は管財人が選任されている旨

(3)　認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

(4)　認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第２条第３号に規定する再生計画で同法第 174 条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第２条第２項に規定する更生計画で同法第 199 条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類

(5)　認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第 40 条の８第 43 項第１号又は第 40 条の８の２第 51 項第１号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

2　租税特別措置法施行令第 40 条の８第 37 項又は第 40 条の８の２第 45 項に定める法人税法施行令第 24 条の２第１項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）

(1)　申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

(2)　認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）

(3)　申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

(4)　認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第 24 条の２第１項第１号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第 128 条第１項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類

(5)　法人税法施行規則第８条の６第１項第１号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第 40 条の８第 37 項又は第 40 条の８の２第 45 項に規定するものである旨を証するもの

(注1)　「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。

(注2)　「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 35 項の規定により算出した金額を、特例の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。

(注3)　「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前５年間に支払われたものをいいます。

なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

(注4)　「経営承継者」とは、租税特別措置法第 70 条の７第 24 項に規定する「経営承継受贈者」、同法第 70 条の７の２第 24 項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第 70 条の７の４第 24 項に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

(注5)　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

様式	60

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書

入　力	確　認
※	※

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法第70条の７の４第１項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第７項第２号の規定により報告します。

1　特例受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日
（以下「基準日」といいます。）（注１）　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

3　２の基準日における猶予中贈与税額　　＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　２の基準日において有する特例相続非上場株式等の数又は金額　　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

5　認定相続承継会社の明細

認定相続承継会社	名　称	
		（変更前）
	本店の所在地	
		（変更前）

相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額（注２）

直前の事業年度	２期前の事業年度	３期前の事業年度
円	円	円

認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由

事　由	

基準日における資本金の額又は出資の総額	円
基準日における準備金の額	円

関与税理士		電話番号	

（資12②－28－Ａ４統一）

※印欄は記入しないでください。

この報告書は相続税の申告書と一緒に提出してください。

（裏）

《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けようとする経営相続承継受贈者（租税特別措置法第70条の７の４第２項第３号に定める者をいいます。）が、特例受贈非上場株式等に係る贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から５月（贈与者が経営相続承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の７第２項第５号の５年を経過する日の翌日以後に死亡した場合には３月）を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

（注１）　「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の７の４第２項第６号に定める日をいいます。

（注２）　相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が経営相続承継期間（租税特別措置法第70条の７の４第２項第５号に定める期間をいいます。）の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前３期分の各総収入金額を記載してください。

なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の７第２項第７号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。

26.12

様式	61

被相続人	住所	〒　－	相続の年月日	□ 年　月　日
	フリガナ 氏名		職業	

次　葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（　相　続　税　）

(1)　税額等の計算明細

区分		申告（更正・決定）額	請求額
① 取得財産の価額		円	円
② 相続時精算課税適用財産の価額			
③ 債務及び葬式費用の金額			
④ 純資産価額（①＋②－③）			
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑥ 課税価格（④＋⑤）			
⑦ 相続税の総額（(2)の⑨の金額）			
一般の場合	⑧ 同上のあん分割合	%	%
	⑨ 算出税額（⑦×⑧）	円	円
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑩ 算出税額（付表1(1)の⑬）		
⑪ 相続税法第18条の規定による加算額			
税額控除額	⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額		
	⑬ 配偶者の税額軽減額		
	⑭ 未成年者控除額		
	⑮ 障害者控除額		
	⑯ 相次相続控除額		
	⑰ 外国税額控除額		
	⑱ 計		
⑲ 差引税額（⑨＋⑪－⑱）又は（⑩＋⑪－⑱）			
⑳ 相続時精算課税分の贈与税額控除額			
㉑ 医療法人持分税額控除額			
㉒ 小計（⑲－⑳－㉑）			
㉓ 農地等納税猶予税額			
㉔ 株式等納税猶予税額			
㉕ 山林納税猶予税額			
㉖ 医療法人持分納税猶予税額			
（㉒－㉓－㉔－㉕－㉖）	㉗ 申告期限までに納付すべき税額		
	㉘ 還付される税額		

(2)　相続税の総額の計算明細

区分	申告（更正・決定）額	請求額
① 取得財産価額の合計額	円	円
② 相続時精算課税適用財産価額の合計額		
③ 債務及び葬式費用の合計額		
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課税価格の合計額		
⑥ 法定相続人の数	人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑧ 計算の基礎となる金額（⑤－⑦）		
⑨ 相続税の総額		

（資15－1－2－A4統一）

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（相 続 税 － 付 表 4）

（租税特別措置法第 70 条の7の8（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）又は同法第 70 条の7の9（医療法人の持分についての相続税の税額控除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表）

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区分	申告（更正・決定）額	請求額
① 医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額	円	円
② 医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額		
③ 医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④ 控除未済債務額（①＋②－③）（赤字の場合は０）		
⑤ 特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）		
⑥ 医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑦ 基礎控除額		
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑥－⑦）		

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（請求額）

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑪ 法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）	⑫ 相続税の総額の基礎となる税額
	／	円 ,000	円
	／	,000	
	／	,000	
	／	,000	
	／	,000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額（⑫の合計額）	00

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

区分	申告（更正・決定）額	請求額
① 医療法人持分相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
② 特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額（１の⑬×１の⑤／１の（⑤＋⑥））		
③ 特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）		
④（②＋③－医療法人持分相続人等の暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）		
⑤ 医療法人持分相続人等の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０）		
⑥ （①＋④－⑤）の金額（赤字の場合は０）		
⑦ （④－⑥）の金額（赤字の場合は０）		
⑧ 特例の適用に係る医療法人が２以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等		
イ（医療法人名）＿＿＿＿＿＿ に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×イの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）		
ロ（医療法人名）＿＿＿＿＿＿ に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ロの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）		
ハ（医療法人名）＿＿＿＿＿＿ に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ハの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）		
⑨ 医療法人持分納税猶予税額等（⑦の金額（100円未満切捨て）又は⑧の金額の合計額）		
⑩ イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 — 医療法人持分納税猶予税額（⑨の金額）		
⑩ ロ 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 (イ) 持分の全てを放棄したとき — 医療法人持分税額控除額（⑨の金額）		
⑩ ロ 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき — 医療法人持分税額控除額（注）		

（注）申告書第８の４表の付表に基づいて計算した金額を記載してください。

（資15－１－３－４－Ａ４統一）

次　葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等

（　贈　与　税　）

（平成26年分以降用）

	区　　分		申告(更正・決定)額	請　求　額
Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額(課税価格)	①	円	円
	配偶者控除額	②		
	基礎控除額	③		
	②及び③の控除後の課税価格 (①－②－③)	④		
	④に対する税額	⑤		
	外国税額の控除額	⑥		
	医療法人持分税額控除額	⑦		
	差引税額(⑤－⑥－⑦)	⑧		
Ⅱ 相続時精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑨		
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑩		
Ⅲ 合計	課税価格の合計額(①＋⑨)	⑪		
	差引税額の合計額 (納付すべき税額(⑧＋⑩))	⑫		
	農地等納税猶予税額	⑬		
	株式等納税猶予税額	⑭		
	医療法人持分納税猶予税額	⑮		
	申告期限までに納付すべき税額 (⑫－⑬－⑭－⑮)	⑯		

（資１５－１－４－１－A4統一）

特定贈与者の氏名	

次　葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（　贈　与　税　－　付　表　1）
〔相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書〕

（平成26年分以降用）

	区　　分		申告(更正・決定)額	請　求　額
相続時精算課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	⑲	円	円
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高 2,500 万円）	⑳		
	特別控除額の残額（2,500 万円－⑳）	㉑		
	特別控除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉒		
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500 万円－⑳－㉒）	㉓		
	㉒の控除後の課税価格（⑲－㉒）	㉔		
	㉔に対する税額（㉔×20%）	㉕		
	外国税額の控除額	㉖		
	差引税額（㉕－㉖）	㉗		

（注）　この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

（資15－1－4－2－A4統一）

次　葉

（平成26年分用）

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
（　贈　与　税　－　付　表　２　）

（住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書）

	区　　分		申告(更正・決定)額	請　求　額
住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額１	㉘	円	円
	住宅取得等資金の合計額２	㉙		
	非課税限度額 （1,000 万円又は 500 万円）	㉚		
	平成 24 年分又は 25 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉛		
	非課税限度額の残額（㉚-㉛）	㉜		
	㉘のうち非課税の適用を受ける金額	㉝		
	㉙のうち非課税の適用を受ける金額	㉞		
	非課税の適用を受ける金額の合計額（㉝+㉞）	㉟		
	㉘のうち課税価格に算入される金額（㉘-㉝）	㊱		
	㉙のうち課税価格に算入される金額（㉙-㉞）	㊲		

（資１５－１－４－３－Ａ４統一）

次　葉

（平成26年分用）

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
（　贈　与　税　－　付　表　３　）

（震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書）

	区　分		申告(更正・決定)額	請　求　額
(震災特例法の)住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額１	㊳	円	円
	住宅取得等資金の合計額２	㊴		
	非課税限度額 （1,500 万円又は 1,000 万円）	㊵		
	平成24年分又は25年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	㊶		
	非課税限度額の残額（㊵-㊶）	㊷		
	㊳のうち非課税の適用を受ける金額	㊸		
	㊴のうち非課税の適用を受ける金額	㊹		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 （㊸+㊹）	㊺		
	㊳のうち課税価格に算入される金額 （㊳-㊸）	㊻		
	㊴のうち課税価格に算入される金額 （㊴-㊹）	㊼		

（資１５－１－４－４－Ａ４統一）